

【参考資料】

機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照条文

○湯河原町課等設置条例の一部改正（第1条関係）

現 行	改 正 後	備 考
(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課等を設ける。 <u>秘書広報室</u> <u>デジタル推進室</u> 地域政策課 財政課 総務課 <u>税務収納課</u>  介護課 住民課 <u>保健センター</u> <u>こども支援課</u> 社会福祉課 <u>まちづくり課</u> <u>土木課</u> 観光課 農林水産課 環境課 (事務分掌) 第2条 前条に規定する課等の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 秘書広報室 (1) (略)   (4) (略) <u>デジタル推進室</u> (1) <u>行政デジタル化に関する重要事項及び総合調整に關すること。</u> (2) <u>デジタル化の推進に關すること。</u>	(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課等を設ける。 <u>秘書広報室</u>  地域政策課 財政課 総務課 <u>税務収納課</u> <u>防災安全課</u> 介護課 住民課 <u>健康こどもみらい課</u>  社会福祉課 <u>まちづくり課</u>  観光課 農林水産課 環境課 (事務分掌) 第2条 前条に規定する課等の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 秘書広報室 (1) (略)   (4) (略)	
		削る

【参考資料】

現 行	改 正 後	備 考
<p><u>(3) 電子計算事務に関すること。</u></p> <p>地域政策課</p> <p>(1) (略)   (4) (略)</p> <p><u>(5) 防災及び防犯に関すること。</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p>	<p>地域政策課</p> <p>(1) (略)   (4) (略)</p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) 行政デジタル化に関する重要事項及び総合調整に関すること。</u></p> <p><u>(7) デジタル化の推進に関すること。</u></p> <p><u>(8) 電子計算事務に関すること。</u></p>	削る
<p>財政課</p> <p>(1) (略) (2) (略)</p>	<p>財政課</p> <p>(1) (略) (2) (略)</p> <p><u>(3) 工事検査及び物件の検収に関すること。</u></p> <p><u>(4) 契約に関すること。</u></p>	
<p>総務課</p> <p>(1) (略)   (3) (略)</p> <p><u>(4) 工事検査及び物件の検収に関すること。</u></p> <p><u>(5) 契約に関すること。</u></p> <p><u>(6) (略)</u>   (9) (略)</p>	<p>総務課</p> <p>(1) (略)   (3) (略)</p> <p><u>(4) (略)</u>   (7) (略)</p>	削る 削る
<p>税務収納課</p> <p>(1) (略)   (3) (略)</p>	<p>税務収納課</p> <p>(1) (略)   (3) (略)</p> <p><u>防災安全課</u></p> <p><u>(1) 防災に関すること。</u></p> <p><u>(2) 防犯及び交通安全に関すること。</u></p>	

【参考資料】

現 行	改 正 後	備 考
	<p><u>ること。</u></p> <p><u>(3) 空き家等の対策に関すること。</u></p>	
介護課	介護課	
(1) (略)	(1) (略)	
(2) (略)	(2) (略)	
住民課	住民課	
(1) (略)	(1) (略)	
(3) (略)	(3) (略)	
保健センター	<u>保健こどもみらい課</u>	
<u>保健衛生に関すること。</u>	<p><u>(1) 保健衛生に関すること。</u></p> <p><u>(2) 児童福祉に関すること。</u></p> <p><u>(3) 地域福祉センター2号館に関すること。</u></p> <p><u>(4) 保育園に関すること。</u></p>	
こども支援課		削る
<u>(1) 児童福祉に関すること。</u>		
<u>(2) 地域福祉センター2号館に関すること。</u>		
<u>(3) 保育園に関すること。</u>		
社会福祉課	社会福祉課	
(1) (略)	(1) (略)	
(4) (略)	(4) (略)	
まちづくり課	まちづくり課	
(1) (略)	(1) (略)	
(4) (略)	(4) (略)	
<u>土木課</u>	<u>(5) 道路その他土木に関すること。</u>	
<u>(1) 道路その他土木に関すること。</u>		
<u>(2) 交通安全に関すること。</u>		
観光課	観光課	
(1) (略)	(1) (略)	
(3) (略)	(3) (略)	

## 【参考資料】

現 行	改 正 後	備 考
農林水産課 (略) 環境課 (1) (略) (2) (略)	農林水産課 (略) 環境課 (1) (略) (2) (略) 附 則 この条例は、令和8年4月1日から施行する。	

## 【参考資料】

## ○湯河原町公営企業の設置等に関する条例の一部改正（第2条関係）

現 行	改 正 後	備 考
(組織) 第5条 (略) 2 法第14条の規定に基づき、管理者の職務を行う町長（以下「町長」という。）の権限に属する事務を処理させるため、 <u>水道課、温泉課及び下水道課</u> を置く。	(組織) 第5条 (略) 2 法第14条の規定に基づき、管理者の職務を行う町長（以下「町長」という。）の権限に属する事務を処理させるため、 <u>上下水道課及び温泉課</u> を置く。 附 則 この条例は、令和8年4月1日から施行する。	